

8月の

お知らせ

まちの人口



(平成29年6月末現在)

	前月比
▶人口	20,437人 (ー17)
▶男性	9,906人 (ー2)
▶女性	10,531人 (ー15)
▶世帯	10,439世帯 (ー19)
▶出生	11人 ()
▶死亡	30人 (7)



6月の事故発生状況

▶人身事故	0件 (5件)
▶死者	0人 (1人)
▶負傷者	0人 (4人)
▶物損事故	25件 (186件)

※()は本年累計



6月の火災発生状況

▶火災発生	1件 (6件)
▶死者	0人 (0人)
▶負傷者	0人 (0人)

※()は本年累計

無料法律相談

■日時

8月14日(月)
午後2時〜5時
9月11日(月)
午後2時〜5時



■場所 げんき21

■相談時間 一人30分程度

■申込み 事前に予約が必要です。ただし、定員を超えた場合はご了承ください。(1年度内1人2回まで)

申込問企画課 ☎42・4818

不動産無料相談

■日時

8月23日(水)午後1時30分〜3時
※事前に予約が必要です。

■相談会場

北見市常盤町4丁目12番地2
公益社団法人北海道宅地建物取引業協会北見支部

申込問公益社団法人北海道宅地建物

取引業協会北見支部

☎0157・61・1565

困りごと相談会のお知らせ

オホーツク相談センター「ふくろう」では、経済的に暮らしが成り立たない等の困りごとを、どうしたら解決できるか一緒に考えていきます。相談は無料、秘密は厳守します。

■相談場所・日時

【げんき21】

8月31日(木)・9月28日(木)
各日午後2時〜3時

【生田原支所】

8月3日(木)・9月7日(木)
各日午前10時30分〜11時30分

【丸瀬布コミュニティセンター】

8月3日(木)・9月7日(木)
各日午後0時30分〜1時30分

【白滝ふれあいセンター】

8月3日(木)・9月7日(木)
各日午後2時〜3時

■申込み 前日午後3時まで

申込問

オホーツク相談センター「ふくろう」

☎0157・25・3110

秋祭りに「手づくり露店」を出店しませんか

町では「安全で安心な住みよいまちづくり」の一環として、秋祭り(遠軽神社秋季祭典)の際に、暴力団やその関係者を排除した



「手づくり露店」を運営しています。

町民の皆さんの参加によって、秋祭り会場を手づくり感にあふれたスペースとするため、今年も職場・友人・家族・グループ等による出店者を募集します。

■出店日時

9月17日(日)午後3時〜10時
18日(月)午前10時〜午後10時

■出店会場

公設グラウンド(西町1丁目)

■出店料

1区画(間口4m×奥行3m)ごと

・ごみ処理及び水道料 2000円
・電気料 2500円

※このほか、町の貸出テントを使用する場合は、1張につき清掃料千円、電気器具を使用する場合は、発電機借上料一律2千円が別途かかります。

※食品提供者は保健所への臨時営業許可費用がかかります。

■注意事項

①火災予防条例により、火気器具等を使用する出店者は消火器を用意しなければなりません。

②出店区画の位置は、9月上旬に開催予定の出店者説明会で抽選を行います。

■申込期限 8月18日(金)

※期限を過ぎると申込みできません。

※出店申請書は住民生活課に備付けているほか、遠軽町ホームページからダウンロードすることもできます。

申込問

遠軽町安全安心まちづくり協議会

(住民生活課内) ☎42・4812

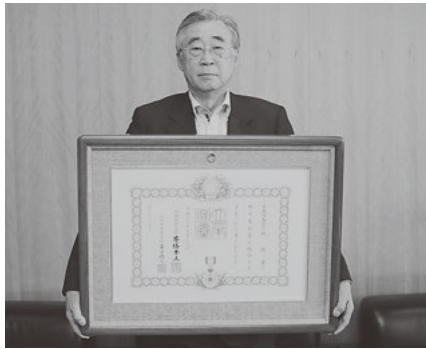
遠軽町保健医療福祉審議会委員を公募します

町では、町の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画等、住民の保健、医療及び福祉に関する事項について調査審議するため、遠軽町保健医療福祉審議会を設置しています。

審議会は、保健福祉医療関係者と知識経験を有する方、その他公募による方などで構成されており、委員の任期が9月末日をもって満了することから、このうち公募による委員を募集します。

■委員の委嘱期間 平成29年10月1日～平成31年9月30日
 ■募集人数 若干人(委員全体20人以内)

功績をたたえて



旭日双光章(自動車整備事業振興功労)

【主な経歴】

・一般社団法人北見地方自動車整備振興会会長
 ・遠軽地区交通安全協会会長

■職務内容 次に掲げる事項についての調査及び審議

- ① 高齢者保健福祉計画の策定
- ② 介護保険事業計画の策定
- ③ 町の保健福祉等の施設に関すること
- ④ その他町の福祉計画等の策定
- ⑤ ①から④までの目的を達成するために必要と認める事項

委員の方は、年数回の会議に出席していただき、1回の会議につき定額の報酬及び片道5km以上の場合は、距離に応じて費用弁償が支払われます。

■応募資格

- ・本町在住で平成29年4月1日現在満40歳以上の方
- ・本町の議会議員、職員でない方
- ・保健、医療、福祉に関心のある方

■応募方法

保健福祉課または各支所地域住民課に備え付けの申込書に記入し、8月18日(金)までに持参または郵送で提出してください。(申込書は返却しません)

■選考方法 提出された書類に基づき選考します。

■選考結果 応募者全員に速やかに通知します。

■応募窓口 099・0403

遠軽町1条通北1丁目 げんき21内

遠軽町役場民生部保健福祉課

☎42・4813

または各支所地域住民課

生田原支所 ☎45・2011
 丸瀬布支所 ☎47・2211
 白滝支所 ☎48・2211

児童扶養手当に関するお知らせ

■児童扶養手当現況届

ひとり親家庭等で児童扶養手当を受給している方は、受給資格の確認のため毎年8月に現況届の提出が必ずです。

また、受給開始から一定期間を経過する方は、一部支給停止適用除外事由届を併せて提出する必要があります。該当者には8月上旬に書類をお送りしますので、8月31日までに必ず提出してください。

■一部支給停止適用除外事由届の取扱いの一部改正について

除外事由が求職活動等である場合に添付する、求職活動支援機関等利用証明書が一部改正されました。

求職登録等が有効であることに加え、2回以上の求職活動等を行っていることが必要となります。詳しくは現況届に同封の案内をご確認ください。

■子育て支援課 ☎42・4560

または各支所地域住民課

生田原支所 ☎45・2011

丸瀬布支所 ☎47・2211

白滝支所 ☎48・2211

平成29年度多子世帯の保育料軽減支援事業のお知らせ

多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3歳未満の乳幼児のうち、対象となるお子さんの保育料を平成29年4月から無料とします。

なお、現在入所中・入園中の対象者には個別に通知しています。

■対象となるお子さん

次の全ての条件に該当するお子さんが対象です。

- ・保育認定を受けて保育所等を利用している
- ・0歳児クラスから2歳児クラスまでである(年度途中で3歳になるお子さんを含む)

・保護者と生計を一にする子どものうち、年長者から数えて2人目以降のお子さんである

・市町村民税所得割合算額が16万9000円未満の世帯(保育料の階層区分が第3階層から第5階層まで)に属している

※保育料について、平成29年4月分から8月分までは平成28年度の市町村民税所得割合算額、平成29年9月分から平成30年3月分までは平成29年度の市町村民税所得割合算額で計算します。

■子育て支援課 ☎42・4560